

令和4年5月17日

市政記者クラブ 様

健康福祉局高齢福祉部地域ケア推進課
担当：玉井・森 972-2549

名古屋市における市民の予防法務推進による権利擁護の充実に関する 協定の締結について

このたび、名古屋市、日本郵便株式会社、名古屋公証人合同役場及び一般社団法人民事信託推進センターは、認知症などにより、判断能力が低下しても、市民が安心して日常生活を営むことができるよう、「遺言」、「任意後見」及び「民事信託」（家族による信託）などの予防法務に関する制度広報や啓発活動に取り組むことを通じて、市民に財産保護等の事前準備を促すことにより、権利擁護の推進を図ることを目的として協定を締結することとなりました。

なお、本協定は名古屋市と日本郵便株式会社による包括連携協定に基づく連携施策の一つとして実施するもので、実施にあたり専門的な知見を要することから、4者による協定を締結し、名古屋公証人合同役場並びに一般社団法人民事信託推進センターを連携団体として、施策を実施いたします。

つきましては、下記のとおり協定を締結いたしますので、ご案内いたします。

記

1 協定締結式

(1) 日時・場所

令和4年5月24日（火）午前11時25分～11時45分

名古屋市役所 本庁舎2階 第一会議室

※名古屋市と日本郵便株式会社による包括連携協定の締結式(11時00分～11時25分(予定))
に引き続き、本協定について発表いたします。そのため、開始時刻が前後する場合がございます。

(2) 内容

- ・協定についての紹介
- ・協定の締結
- ・出席者あいさつ など

(3) 出席者

- ・日本郵便株式会社
執行役員 東海支社長 中井 克紀 氏
- ・名古屋公証人合同役場
会長 小暮 輝信 氏
- ・一般社団法人民事信託推進センター
代表理事 押井 崇 氏
- ・名古屋市
市長 河村 たかし

2 主な取組内容

- ・ 郵便局窓口での啓発用チラシ等の掲出、名古屋市の各種広報媒体への掲載・掲出
- ・ 制度の普及促進に関するセミナー（オンライン形式を含む）の開催
- ・ 名古屋市主催の各種イベント時におけるPR活動の実施

3 役割分担

団体名	役割
日本郵便(株)	郵便局窓口での啓発用チラシの掲出、(一社)民事信託推進センターとの連携による啓発セミナー等の開催等。
名古屋公証人合同役場	「遺言」、「任意後見」制度を中心に、培われた知見並びに実績に基づき正しい制度広報に関する技術的な助言及び指導を実施（啓発用チラシ等の監修及び助言等）。
(一社)民事信託推進センター	「民事信託」の正しい普及啓発（啓発用チラシ等の監修及び助言等）、日本郵便（株）との連携による啓発セミナーの開催等。
名古屋市	「遺言」、「任意後見」及び「民事信託」（家族による信託）制度の周知に関する支援、啓発セミナー等の協賛・後援等。

4 期待される効果

- ・ 権利擁護に関する各制度の理解浸透及び普及促進を図ることにより、市民の安心な暮らしを確保。
- ・ 高齢者の利用が比較的多い郵便局の窓口において、啓発活動を行うことにより、真に必要なとする市民に対して効果的に周知や理解・浸透を図る。

5 添付資料

- ・ 4者協定に係る各制度の概要
- ・ 民事信託とは

4 者協定に係る各種制度の概要

(1) 制度の概要




制 度	内 容
遺 言	本人が亡くなったあと、自分の財産を誰にどのように承継させたいか等について、本人の意思を明らかにしておく制度。 ※ 公正証書による遺言の作成が推奨されている。
任意後見制度	本人が元気なうちに、あらかじめ、任意後見人となる人や委任内容を公正証書の契約で定めておき、本人の判断能力が低下した後に、任意後見人が委任された財産管理等を本人に代わって行う制度。
民事信託 ※詳細は「民事信託とは」参照	本人の判断能力が低下する場合に備え、あらかじめ親族等に財産の名義を変更した上で、管理や処分を任せる制度。 ※ 本人（委託者）と親族等（受託者）が信託契約を結び、その内容に従い財産管理等を行うもの。家族が受託者を担うことが多いため、「家族信託」と呼ばれることもある。 少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、平成 18 年の信託法改正から利用が広まっている制度。

(2) 任意後見制度と民事信託の違い（※両制度を併用することも可能）

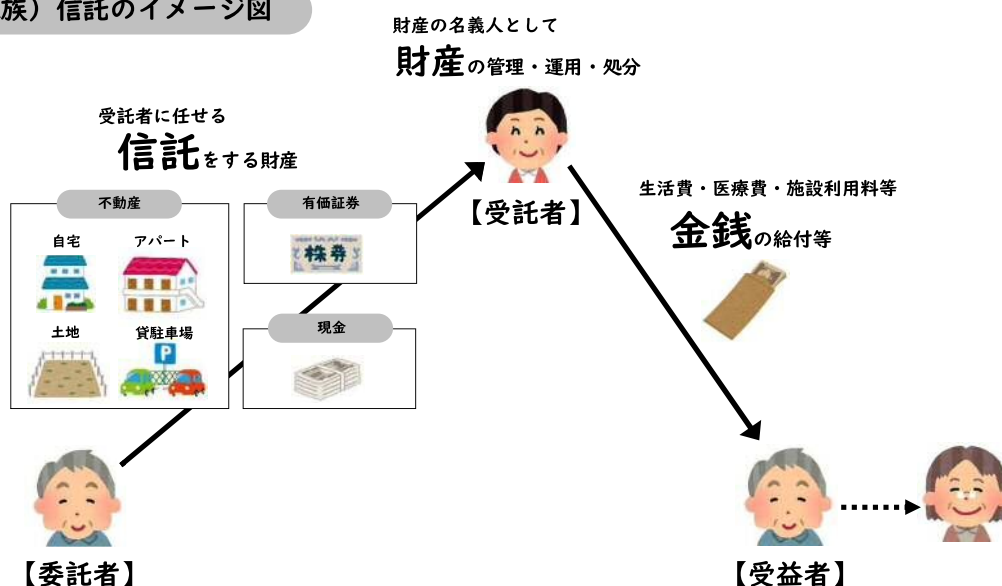
区分	任意後見制度	民事信託
範 囲 ・ 内 容	財産管理及び身上保護 ※ 身上保護：本人の心身の状態や生活の状況に配慮して、本人の福祉サービスや療養等に関する契約などを行うこと。	財産の管理・運用・処分 ※ 受益者を何代か先まで指定することにより、実質的な財産の承継が可能
利 用 方 法	あらかじめ任意後見契約の公正証書を作成。 判断能力の低下後、家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行い、利用開始。	本人（委託者）と親族等（受託者）による信託契約を締結して利用開始 ※ 公正証書による契約書の作成が推奨されている。
比 較	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身上保護を含む ・ 財産の承継までを行う制度ではない ・ 全ての財産を対象とすることが可能。 ・ 裁判所による監督があり安心 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 身上保護を行う制度ではない ・ 財産を承継することが可能 ・ 特定の財産が対象（年金受給権などは対象外） ・ 受託者の財産の管理、運用、処分の裁量が大きい。

民事信託とは

民事（家族）信託とは

不動産（ご自宅、収益不動産等）、現金、株式等有価証券などの財産を【委託者 】が、ご家族等【受託者 】に財産を託して名義を移し、【受益者 】のために決めた目的に従って管理・運用・処分をする財産管理方法です。

民事（家族）信託のイメージ図



民事信託の活用例

具体的な活用の一例です。なお、この例以外にも活用方法は多くありますので、民事信託の専門家（民事信託士等）にご相談ください。

例 1

高齢なご夫婦が、自宅に住めなくなったら、子供たちに売却してもらい、介護用施設等の入居資金や生活費に充てる。

例 2

認知症の配偶者に財産を遺し、安定した生活をしてもらうため、自分の財産をご家族に託して、自分が亡くなった後も自身で財産管理ができない配偶者の生活支援に活用する。

例 3

相続人になる予定の家族が複数いる収益不動産をお持ちの方が、相続によるトラブル等を回避するため、将来、共有名義にならないようご家族の1人に不動産の管理を任せ、収益は相続人に均等に分配できるよう準備する。

例 4

お子様のいないご夫婦が、それぞれが亡くなった後の財産を配偶者に遺し、その配偶者が亡くなった後は、自分がお世話になった甥・姪等に財産を帰属させる。